

## 期日報告書(4)

令和8年5月29日

消費者支援ネット北海道  
理事長 松久三四彦 様

即決営業共通義務確認訴訟弁護団  
弁護士 稲垣佳典  
電話 011-590-5286

ご依頼のありました下記の件につき、次のとおりご報告及びご連絡申し上げます。

- 1 受任事件 原告 消費者支援ネット北海道  
被告 株式会社即決営業  
事件名 共通義務確認請求事件（令和7年（ワ）第1880号）

### 2 報告事項

- (1) 今回の期日 令和8年4月24日 午後4時00分

#### ア 出席者

原告：弁護士竹之内、弁護士道尻、弁護士原、弁護士稲垣

被告：弁護士篠原、弁護士正田、弁護士高松

#### イ 提出物（訴状等の陳述、証拠調べ）

原告：なし

被告：準備書面(2)

#### ウ 期日でのやりとり（概要）

裁判所「多数性について。原告提出の証拠で、対象消費者の実在性などについて、蓋然性をもって認定が可能であると考えている。（原告に対し、）追加の立証を考えているか。」

原告側「多数性の立証については十分であると考えている。」

裁判所「共通性について。勧誘の方法に関して細かい事情までは考慮の必要性はないと考えている。」

「支配性について。（被告に対し、）勧誘をしているのは被告自身であるので、簡易確定手続に移行した場合に書面審理では足りないということであれば、被告側において具体的な蓋然性をもってそのことを主張立証をしてほしい。

「（原告に対し、）簡易確定手続における審理において、消費性や電話勧誘販売か否かについての立証方法について、整理をし

てほしい。」

被告側「特商法19条1項の要件を満たすかについて、反論する。」

「共通性、支配性について、類型化できない個別性のある販売方法について、具体的に主張立証を行う。」

- (2) 次回の期日 令和8年7月3日 午前11時00分  
(書面提出期限 令和8年6月24日)

### 3 連絡事項

特にありません。

### 4 添付資料

- (1) 令和8年4月17日付け被告準備書面(2)  
(2) 第3回弁論準備手続期日調書